

仕様書案

1. 工事名 西成区社会福祉協議会別館受水槽等更新工事
2. 工事場所 大阪市西成区松3丁目1-16
西成区在宅サービスセンター別館
3. 工事内容 西成区在宅サービスセンター別館2階に設置されている受水槽及びポンプ関連設備一式更新する。
数量及び位置については、添付写真及び図面のとおりに。
4. 工期 令和3年11月19日から令和4年3月31日まで
候補日：令和4年3月19日20日21日（詳細は落札業者と調整します）
5. 参加資格
省庁または大阪市入札参加資格有資格者名簿において、工事種別「管工事」を有する者であること。
次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事施工中は配置できること。
1級管工事施工管理技士また、本件と同等工事实績（履行を完了したものを）を有することを証する書面、工事实績情報（CORINZ）の写し等を添えて持参または郵送にて提出すること
6. 共通仕様この工事は特記仕様書、図面等によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築改修工事仕様書（機械設備工事編）の最新年度版（以下「標準仕様書」という。）及び監督職員の指示に従い施工する。
7. 特記仕様
(1) 機材等本工事に使用する機材は、大阪市給水装置工事施工基準に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもので、製造所名および発注先を記載した報告書を監督職員に提出し承諾を受けるものとする。
(2) 工事内容
① 受水槽（架台含む）および加圧給水ポンプ更新工事一式
既設受水槽撤去 日立化成工業 FRP水槽
新設受水槽
FRPパネルタンク複合板
耐震1.5G
呼称容量13.5t 2槽式
外形寸法3000×3000×1500H
加圧ポンプユニット
既存ポンプ参考型番 株式会社川本製作所
形式 KFE50A22
型番 A5624561
定格出力 2.2KW
定格電圧 200V

受水槽、ポンプともに既存機器と同等以上のものとする

② 配管・配線工事一式

③ 電源・計装工事一式

④ 試験・調整等一式

(4)電気工事の配線・使用する電線はEM配線とし、規格は公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第4編表4. 2. 12の使用電線類の規格による。(機器、盤類は除く)

・露出の電線は金属管配線とする。

・隠蔽配線はケーブル配線とする。

(5)工事用電力・水本工事に必要な電力及び水は、必要な限度において提供する。

(6)発生材処理再資源化可能なものは、再資源化施設等に搬入して全てリサイクルすること。

処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書及び搬入時の写真等を提出すること。

(7)工事写真すべてカラー写真でデジタル写真も可とし、施工する前後の工事対象個所の写真撮影を行う。

なお、詳細は、国土交通省官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(平成31年版)・同解説工事写真の撮り方(建築編)」による他、監督職員の指示による。

8. 法令の遵守

請負者は、本工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令及び諸法規の適用は、受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は、以下に示すとおりである。

(1)建築基準法

(2)水道法

(3)労働基準法

(4)労働安全衛生法

(5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律

また、請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

9. 官公署等への手続き請負者は、工事の実施に当たり関係官公署及びその他の関係機関に対する諸手続きが必要な場合は、請負者の責任において、法令及び条例の規定により迅速に処理しなければならない。

請負者は、届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提出しなければならない。

10. 工事の実施

(1)工事は、土曜日、日曜日及び休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63法律第91号)に規定する休日)の8時30分から18時00分までの時間に実施するものとする。

ただし、断水を伴う切替え作業は当協会休館日に行い、受水槽設置後の切替えについては、監督職員の指示に基づき行うものとする

- (2) 請負者は、工事の実施日を事前に監督職員に申し出なければならない。
- (3) 請負者は、作業員を館内に立ち入らせる前に体調の聞き取りと検温を行い、体調不良者が立ち入らないように注意すること。
- また、館内に立ち入らせる作業員にはマスクを着用させ、事前に手指消毒を行わせること。
- (4) 請負者は、工事の完了に際して、受注者の機器、資機材、残材等を片付け、かつ撤去し、作業実施場所を清掃し、整然とした状態にするものとする。
- (5) 請負者は、工事が完了したときは、その旨を完成通知書により通知し、発注者が指定する検査職員により検査を受けなければならない。
- (6) 請負者は、完成通知書を提出する前に、受水槽設備の試験調整を行い、その試験結果を添付して完成通知書を提出すること。
- なお、試験方法については、大阪市給水装置工事施工基準の検査の方法に準ずる。

11. 契約変更

工事請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

(1) 履行期間の変更が生じた場合

(2) その他

12. 契約締結後速やかに提出する書類

受注者は、契約締結後14日以内に以下の書類を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

また、本工事の主任技術者を定め、その経歴を発注者に届け出るものとする。

1. 施工計画書

2. その他、工事の実施に必要な書類

13. 安全管理請負者は、労働災害及び物件損害等の発生の未然防止に努め、「労働安全衛生法」等関係法令の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じること。

14. その他

(1) 請負者は、発注者の施設等に損傷を与えた場合は、その責任を負うものとする。

(2) 工事に必要な電力・水を除いて、工事に必要な資機材、ゴミ袋等は、すべて請負者が用意すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は工事の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議し、その指示に従うものとする。